

平成29年度 松戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水戸数	38,800 戸
(2) 年間総給水量	7,690,000 m ³
(3) 一日平均給水量	21,068 m ³
(4) 主要な建設改良事業 施設改良費	474,437 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,638,648 千円
第1項 営業収益	1,338,187 千円
第2項 営業外収益	300,460 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,610,396 千円
第1項 営業費用	1,493,566 千円
第2項 営業外費用	106,829 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 478,324千円は、過年度分損益勘定留保資金 446,821千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,503千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	198,276 千円
第1項 企業債	56,000 千円
第2項 出資金	21,100 千円
第3項 補助金	27,500 千円
第4項 負担金	93,676 千円

支 出

第1款 資本的支出	676,600 千円
第1項 建設改良費	476,605 千円
第2項 企業債償還金	194,995 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹水道の 構造物の 耐震化事業	56,000千円	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 206,447 千円 |
| (2) 交 際 費 | 100 千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、22,187千円と定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健次